

○東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則

昭和六一年六月二〇日

規則第一一六号

改正 平成三年三月一五日規則第一四号

平成三年七月一日規則第二四五号

平成四年九月二四日規則第二〇〇号

平成五年四月一日規則第五七号

平成六年三月三十一日規則第四五号

平成七年二月一日規則第四号

平成九年三月二八日規則第四六号

平成一〇年一月九日規則第一号

平成一〇年六月二四日規則第一七五号

平成一一年三月二九日規則第九一号

平成一二年三月三十一日規則第一二四号

平成一二年七月二一日規則第三二一号

平成一三年三月三〇日規則第一〇六号

平成一四年二月四日規則第一一号

平成一四年三月二九日規則第五四号

平成一四年一〇月二一日規則第二五三号

平成一六年三月一八日規則第二二号

平成一六年三月三十一日規則第七六号

平成一六年六月一七日規則第二〇七号

平成一八年九月二九日規則第二〇九号

平成二〇年二月二〇日規則第一〇号

平成二四年三月三〇日規則第八三号

平成二七年三月五日規則第一一号

平成二九年三月三十一日規則第六五号

平成三〇年八月三十一日規則第一一七号

令和元年六月二八日規則第三〇号

令和二年三月三十一日規則第四七号

令和二年四月九日規則第九〇号

令和三年三月二四日規則第四六号

令和三年六月一四日規則第二七五号

令和六年三月二九日規則第七二号

〔東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則〕を公布する。

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則

(平一四規則五四・改称)

東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年東京都規則第二百二号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第二百一十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則五四・一部改正)

(定義)

第一条の二 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(令三規則二七五・追加)

(指定施設)

第二条 条例第二条第四号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設等(第十一号に掲げる施設を除く。)であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第七条の許可を受けた病床が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院
- 三 ハンセン病療養所
- 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 五 児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 六 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関
- 七 地域保健法(昭和三十二年法律第一号)第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 八 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 九 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
- 十 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(同法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号に規定する施設

(令三規則二七五・全改)

(都内施設)

第二条の二 条例第二条第五号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設であつて、医療法その他法令に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するもの(前条第一号から第十号までに掲げる施設等に該当するものを除く。)をいう。

(令三規則二七五・追加)

(貸与の申込み)

第三条 条例第六条の規定による修学資金の貸与の申込みは、修学資金貸与申込書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第四号に掲げる書類は、大学院に在学している者又は在学する予定の者のみ添付するものとする。

- 一 世帯全員の状況を証する書類
- 二 世帯全員の所得の状況を証する書類
- 三 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 四 看護師免許の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

(平一〇規則一七五・平一二規則一二四・平一四規則五四・平一六規則二二・平二〇規則一〇・令三規則二七五・令五規則七二・一部改正)

(貸与の決定通知)

第四条 条例第七条の規定による通知は、修学資金貸与承認決定通知書(別記第三号様式)又は修学資金貸与不承認決定通知書(別記第四号様式)により行う。

(修学資金の交付)

第五条 修学資金は、原則として、四半期ごとに三月分を合わせて当該四半期の初めの月に交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(平二〇規則一〇・一部改正)

(連帯保証人の変更)

第六条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の連帯保証人を変更しようとするとき、又は当該連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(別記第五号様式)及び新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該連帯保証人となるべき者について条例第八条に規定する要件又は保証能力を審査の上、その可否を決定し、連帯保証人変更承認・不承認通知書(別記第六号様式)により通知する。

(平一〇規則一・平一六規則二二・令三規則二七五・一部改正)

(届出等)

第七条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める届け書等を十日以内に知事に提出しなければならない。

- 一 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他知事の指定する重要な事項に異動があつたとき。 住所等変更届(別記第七号様式)
- 二 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は貸与期間内に留年した者が、貸与の休止を希望するとき。 休学・停学・留年届(別記第八号様式)
- 三 前号に該当した者が復学し、又は進級したとき。 再開申請書(別記第九号様式)

- 四 退学し、又は修学資金の貸与を辞退したとき。 退学・辞退届(別記第十号様式)
- 五 看護業務の従事先を変更したとき。 従事先変更届(別記第十四号様式)
- 六 条例第十一条第一項各号に掲げる理由に該当し、かつ、条例第十二条第一項の規定により返還債務の履行の全部を猶予されなかつたとき、又は返還債務の履行の猶予(以下「履行猶予」という。)の額に変更があつたとき。 返還届(別記第十五号様式)

2 条例第十二条第一項第三号の規定による履行猶予を受けている者にあつては毎年四月一日現在における養成施設等に係る在学状況について、同項第四号に定める履行猶予を受けている者にあつては毎年十月一日現在における看護業務の従事状況について、現況届(別記第十六号様式)により知事に報告しなければならない。

3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届(別記第十七号様式)にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(平一〇規則一・平一二規則一二四・平一四規則一一・令三規則二七五・一部改正)  
(貸与の廃止通知等)

第八条 知事は、条例第九条第一項の規定により修学資金の貸与をやめたときは、修学資金貸与廃止通知書(別記第十八号様式)により通知する。

2 知事は、条例第九条第二項の規定により修学資金の貸与を行わないものとしたとき、又は貸与期間内に留年した者から貸与の休止の希望があつたときは、修学資金貸与休止通知書(別記第十九号様式)により通知する。

3 知事は、条例第九条第二項の規定により修学資金の貸与を行わないものとされた者が復学したため又は留年していた者が進級したため、貸与の休止を解除したときは、修学資金貸与再開通知書(別記第二十号様式)により通知する。

(平一〇規則一・一部改正)

(借用証書及び返還予定明細書の提出)

第九条 修学生は、修学資金の貸与が終了し、又は条例第九条第一項の規定により修学資金の貸与を廃止されたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書(別記第二十一号様式)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を、知事に提出しなければならない。

(平一〇規則一・平一六規則二二・一部改正)

(返還期間)

第九条の二 条例第十一条第一項に規定する規則で定める期間は、修学資金の貸与を受けた者が選択した次の各号に掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 月額二万五千元 四年間
- 二 月額五万円 四年間
- 三 月額七万五千元 六年間
- 四 月額十万円 八年間

(令三規則二七五・追加)

(履行猶予をすることができる返還債務の額)

第九条の三 条例第十二条第一項の規定により履行猶予をすることができる返還債務の額は、別表一の上欄に掲げる貸与金額の区分に応じて、同表中欄に掲げる履行猶予の要件に該当する場合について、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。ただし、条例第十三条の規定による返還債務の免除(以下「免除」という。)を受けた者にあつては、貸与を受けた金額から当該免除を受けた額を差し引いた額とする。

(令三規則二七五・令五規則七二・一部改正)

(履行猶予の申請等)

第十条 条例第十二条第一項の規定による履行猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第二十三号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還猶予承認・不承認通知書(別記第二十四号様式)により通知する。

(平三規則一四・令三規則二七五・一部改正)

(免除することができる返還債務の額)

第十条の二 条例第十三条第一項の規定により免除することができる返還債務の額は、別表二の上欄に掲げる貸与金額の区分に応じて、同表中欄に掲げる免除の要件に該当する場合について、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。

(令三規則二七五・令五規則七二・一部改正)

(免除の要件)

第十条の三 条例第十三条第一項第四号に規定する規則で定めるものは、養成施設で貸与を受けた者にあつては卒業後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事した者が当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合(当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合を含む。)において、当該各施設において通算して五年間又は七年間看護業務に従事した場合とする。

(令三規則二七五・全改)

(免除の申請等)

第十一条 条例第十三条第一項の規定による免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第二十五号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還免除承認・不承認通知書(別記第二十六号様式)により通知する。

(令三規則二七五・一部改正)

(台帳等)

第十二条 知事は、修学資金の貸与状況を明らかにするため、修学資金貸与台帳(別記第二十七号様式)及び修学資金返還明細書(別記第二十八号様式)を備えておくものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)は、昭和六十一年四月一日から適用する。

(東京都立看護専門学校学資金貸与条例施行規則の廃止)

2 東京都立看護専門学校学資金貸与条例施行規則(昭和四十七年東京都規則第六十七号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の公布の日から昭和六十一年六月二十七日までの間は、新規則第二条第四号中「第一条の二第二項」とあるのは、「第一条第二項」とする。

4 この規則の施行の際、この規則による廃止前の東京都立看護専門学校学資金貸与条例施行規則及びこの規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成三年規則第一四号)

1 この規則は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号並びに別記第十三号様式及び第十四号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条第二号の規定は、平成二年四月一日以降に入学した者に係る修学資金の貸与及び同年三月以降に卒業した者に係る修学資金の返還について同年四月一日から適用し、同年三月三十一日現在在学し同年四月一日以降引き続き在学する者に係る修学資金の貸与及び同年三月前に卒業した者に係る修学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則(平成三年規則第二四五号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第三号様式、第四号様式、第六号様式、第十八号様式から第二十号様式まで、第二十四号様式及び第二十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成四年規則第二〇〇号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第十三号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成五年規則第五七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則第二条第五号の規定は、平成五年四月一日以降に入学する者に係る修学資金の貸与及び同年三月以降に卒業する者に係る修学資金の返還について同年四月一日から適用し、同年三月三十一日現在在学し同年四月一日以降引き続き在学する者に係る修学資金の貸与及び同年三月前に卒業した者に係る修学資金の返還については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第十三号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成六年規則第四五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第十二号様式から第十四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成七年規則第四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式から第二十六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成九年規則第四六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第一号様式の改正規定は、平成十年二月二日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によってなされた届出等の行為は、この規則による改正後の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則の相応する規定によってなされた届出等の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第一号様式、第五号様式から第十号様式まで、第十四号様式及び第二十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一〇年規則第一七五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第十四号様式、第二十三号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成十一年規則第九一号)

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第七号様式、第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一二年規則第一二四号)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式から第四号様式まで、第八号様式から第十号様式まで、第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式、第二十一号様式、第二十三号様式、第二十五号様式及び第二十七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一二年規則第三二一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成十二年四月一日から適用する。
- 2 改正後の規則第十条の二の規定は、平成十二年四月一日以降に貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一三年規則第一〇六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則第十条の二第五号の規定は、平成十三年三月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一四年規則第一一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第十号様式、第十五号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一四年規則第五四号)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護婦等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第二号様式、第十四号様式、第二十一号様式及び第二十五号様式に



よる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一四年規則第二五三号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則第十条の二の規定は、この規則の施行の日以降に貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一六年規則第二二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第五号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一六年規則第七六号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年規則第二〇七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則(以下「新規則」という。)第十条の二第十二号の規定は、平成十五年十月一日以後の期間に係る東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第百二十一号。以下「条例」という。)第十条第一項第一号及び第十三条第一項第一号に規定する看護業務に従事した期間の計算について適用し、同日前に係る当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新規則第十条の二第七号の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る条例第十条第一項第一号及び第十三条第一項第一号に規定する看護業務に従事した期間の計算について適用し、同日前に係る当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成一八年規則第二〇九号)

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二〇年規則第一〇号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の

日から施行する。

附 則(平成二四年規則第八三号)

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則第十条の二第六号及び第七号の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第百二十一号)第十条第一項第一号及び第十三条第一項第一号に規定する看護業務に従事した期間の計算について適用し、同日前に係る当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二七年規則第一一号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則第十条の二第七号の規定は、平成二十七年一月一日以後の期間に係る東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第百二十一号)第十条第一項第一号及び第十三条第一項第一号に規定する看護業務に従事した期間の計算について適用し、同日前に係る当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十四号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成二九年規則第六五号)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第五号様式、第七号様式、第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式、第二十一号様式、第二十三号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成三〇年規則第一一七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第五号様式、第十号様式、第十四号様式、第十五号様式、第二十一号様式及び第二十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年規則第三〇号)

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正

されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和二年規則第四七号)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和二年規則第九〇号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第十五号様式及び第二十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和三年規則第四六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則別記第一号様式、第三号様式から第十号様式まで、第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式から第二十一号様式まで及び第二十三号様式から第二十六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和三年規則第二七五号)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和五年規則第七二号)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定を受ける者について適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表一(第九条の三関係)

(令三規則二七五・令五規則七二・一部改正)

貸与金額	履行猶予の要件	履行猶予の額
一 条例第四条第一号に掲げる額	条例第十二条第一項各号に該当したとき。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第四条第二号に掲げる額	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき（同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（(一)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第四条第三号に掲げる額	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき（同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。）。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（(一)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第十二条第一項第五号に該当したとき。	(一) 条例第十二条第一項各号に該当したとき（同項第四号については、指定施設のみにおいて看護業務に従事しているときに限る。）。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十二条第一項第四号に該当したとき（(一)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別表二(第十条の二関係)

(令三規則二七五・令五規則七二・一部改正)

貸与金額	免除の要件	免除の額
一 条例第四条第一号に掲げる額	条例第十三条第一項第一号、第三号又は第四号に該当したとき。	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第四条第二号に掲げる額	条例第十三条第一項第一号、第三号又は第四号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第四条第三号に掲げる額	(一) 条例第十三条第一項第一号に該当したとき	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(三) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（指定施設のみにおいて看護業務に五年間従事したときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(四) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（(三)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第四条第四号に掲げる額	(一) 条例第十三条第一項第二号に該当したとき（看護業務に七年間従事したときに限る。）。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(二) 条例第十三条第一項第二号に該当したとき（看護業務に五年間従事したときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(三) 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(四) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（指定施設のみにおいて看護業務に七年間従事したときに限る。）。	十万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

	(五) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（指定施設のみにおいて看護業務に五年間従事したときに限る。）。	七万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	(六) 条例第十三条第一項第四号に該当したとき（四又は(五)に該当したときを除く。）。	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
五 条例第四条各号に掲げる額	条例第十三条第一項第五号に該当したとき。	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別記

別記  
第1号様式(第3条関係)

(表)

修学資金貸与申込書

受付番号											学校課程コード																			
貸与希望月額	2万5千円					5万円					7万5千円					10万円					左欄の貸与月額のうち、希望する貸与月額1つに○印をしてください。									
本人	フリガナ											年齢						学年												
	氏名											生年月日						入学年度												
	郵便番号						自宅電話										携帯電話													
	現住所																													
連帯保証人	フリガナ																													
	氏名											生年月日																		
	郵便番号						自宅電話										携帯電話													
	現住所																													
	続柄						職業						年収						勤務先電話											
勤務先住所											勤務先名称																			
以前に東京都看護師等修学資金を受けたことがあるか										ある ・ ない										(ある場合)以前の貸与番号										
同種の修学資金の貸与を受けて(申込みして)いるか										いる ・ いない										(いる場合)修学資金の名称										
看護師等免許を既に取得しているか										はい ・ いいえ										(はいの場合いづれかに○) 保健師・助産師・看護師・准看護師										
家計の状況																														
ア 就学者を除く家族	番号	続柄	氏名	年齢	障害者	収入又は所得金額の年額																								
						(1)給与・年金収入					(2)事業・他の所得					円	円													
	1															円	円													
	2															円	円													
	3															円	円													
	4															円	円													
イ 就学者	番号	続柄	氏名	年齢	障害者	収入又は所得金額の年額										設置者	学校区分	学年 (高専のみ記入)	通学別											
						(1)給与・年金収入					(2)事業・他の所得					円														
	1	本人														円	1 国公立 2 私立	1 高等学校・5 専修学校(高等課程)・6 専修学校(専門課程)・7 大学,短大,大学院	-	1 自宅 2 自宅外										
	2															円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学,短大,大学院		1 自宅 2 自宅外										
	3															円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学,短大,大学院		1 自宅 2 自宅外										
	4															円	1 国公立 2 私立	1 小学校・2 中学校・3 高校・4 高専・5 専修(高等)・6 専修(専門)・7 大学,短大,大学院		1 自宅 2 自宅外										
家族人数		人			備考																									
母子・父子家庭		該当		母子・父子家庭(主たる生計維持者が18歳未満の子を扶養する場合に限る。)の方は、左欄に○印をしてください。																										
生活保護		該当		生活保護法による生活保護を受けている世帯の方は、左欄に○印をしてください。																										
特別控除額																														
事由															控除額															
主たる生計維持者が別居している場合(別居による住居、光熱、水道、家具等の実費)															(71万円限度)										万円					
長期に療養を必要とする人の世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)															(200万円限度)										万円					
火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までに被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)																									万円					

貸与番号

(日本産業規格A列4番)

(裏)

進学予定の養成施設等名称 ※進学前に申込みを行う場合のみ記入してください。	
修学資金貸与の希望理由	修学資金貸与を希望する理由について、勉学に対する意欲と将来の展望を交えて記入してください。(申込者自署)

申込書の記載事項に相違ありません。

東京都看護師等修学資金貸与条例の規定による修学資金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。

本人氏名  
(自署)

\_\_\_\_\_

上記の申込みについて同意します。  
(申込者が18歳未満の場合に記入)

親権者又は  
後見人  
(自署)

\_\_\_\_\_

上記の申込みにより修学資金の貸与を受けたときは、その返還について連帯して責任を負うことを誓約します。

連帯保証人  
(自署)



\_\_\_\_\_

※ 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

東京都知事

殿

年 月 日

学校又は養成施設等記入欄	
現在の健康状態	1 健康      2 その他(その他の場合には診断書を添付すること。)
推薦所見	

上記のとおり東京都看護師等修学資金貸与条例第3条に規定する要件を <sup>備える</sup> 者として、適格であると <sup>備える見込みのある</sup> 認め、同条例に定める修学資金を受ける者として推薦します。

東京都知事

殿

年 月 日

推薦者 学校又は養成施設等名称

学校長又は施設長氏名

印



第3号様式(第4条関係)

修学資金貸与承認決定通知書

年 月 日

養成施設等の名称

氏 名 宛

東京都知事

先に申込みのあつた修学資金の貸与については、下記のとおり承認することと決定したので、通知します。

記

1 貸与月額

2 貸与期間 年 月分から  
年 月分まで

3 貸与番号

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第4条関係)

修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

養成施設等の名称

氏 名 宛

東京都知事

先に申込みのあつた修学資金の貸与については、審査の結果、貸与しないことと決定したので、通知します。

(日本産業規格A列4番)

連帯保証人変更申請書・連帯保証書

連帯保証人変更申請書

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_  
郵便番号 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり連帯保証人の変更を申請します。

記

- 1 新連帯保証人
- (1) 氏 名 \_\_\_\_\_  
(2) 生年月日 \_\_\_\_\_  
(3) 郵便番号 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
(4) 電 話(自宅) ( ) \_\_\_\_\_  
(携帯) ( ) \_\_\_\_\_  
(5) 借受人本人との関係 \_\_\_\_\_  
(6) 職 業 \_\_\_\_\_  
(7) 勤務先名称 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 ( ) \_\_\_\_\_  
(8) 年 収 \_\_\_\_\_万円
- 2 旧連帯保証人氏名 \_\_\_\_\_
- 3 変更の理由( ) \_\_\_\_\_

連 帯 保 証 書

年 月 日

東京都知事 殿

新連帯保証人氏名(自署) \_\_\_\_\_ ㊟

修学資金の返還については、借受人 \_\_\_\_\_ と連帯して責任を負うことを誓約  
します。

(注) 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してくだ  
さい。

第6号様式(第6条関係)

連帯保証人変更承認・不承認通知書

年 月 日

貸与番号  
氏 名 宛

東京都知事

あなたから申請のあつた連帯保証人の変更については、変更を承認する承認しないことと決定したので、通知します。

(日本産業規格A列4番)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 (       ) \_\_\_\_\_

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

新	ふりがな				区分	本人・連帯保証人
	氏 名					
	郵便番号		住 所			
	職 業			電 話	自宅	
					携帯	

旧	ふりがな				区分	本人・連帯保証人
	氏 名					
	郵便番号		住 所			
	職 業			電 話	自宅	
					携帯	

(注) 区分欄は、該当するものに○を付けてください。

第8号様式(第7条関係)

休学・停学・留年届									
年 月 日									
東京都知事	殿								
養成施設等の名称 _____									
貸与番号 <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table>									
ふりがな 氏 名 _____									
下記のとおり修学資金貸与の休止理由が発生したので、届け出ます。									
記									
1 休止理由	留年 ・ 休(停)学 年 月から 年 月まで								
2 貸与休止期間	年 月分から 年 月分まで								
3 貸与再開予定年月	年 月予定								
4 借受期間及び金額	年 月分から 年 月分まで( 箇月) 合計 円借受け								
上記のとおり留年(停学)していることを、証明します。									
養成施設コード <table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td><td style="width: 20px; height: 15px;"></td></tr></table>									
養成施設等の名称 施設長名 <span style="float: right;">印</span>									

(日本産業規格A列4番)

第9号様式(第7条関係)

再 開 申 請 書	
年 月 日	
東京都知事	殿
養成施設等の名称	
貸与番号	
ふりがな	
氏 名	
下記のとおり進級復学したので、修学資金の貸与の再開を申請します。	
記	
1 再開理由	進級・復学 年 月
2 貸与再開年月	年 月分から
3 借受期間及び金額	年 月分から 年 月分まで( 箇月)
	合計 円借受け
上記のとおり第__学年に進級復学していることを、証明します。	
養成施設コード	
養成施設等の名称	
施設長名	
印	

(日本産業規格A列4番)

## 退学・辞退届

年 月 日

東京都知事 殿

養成施設等の名称 \_\_\_\_\_

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな  
氏 名 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり届け出ます。

### 記

- 届出理由 (1) 退学したため(退学年月日 年 月 日)  
(2) 修学資金の貸与を辞退するため
- 借受中止 年 月分から借受中止予定  
予定年月
- 借受期間 年 月分から 年 月分まで( 箇月)  
及び金額 (うち休止期間 年 月から 年 月まで( 箇月))  
合計 円借受け

(注) 1 届出理由については、(1)又は(2)のいずれかを○で囲んでください。  
2 届出理由が(1)に該当する場合又は(2)に該当するときであって、返還債務の履行  
猶予を希望しない場合は、返還届(別記第15号様式)を提出してください。





(裏)

※ 1から15までのうち、該当するものに、○を付けてください。

< 指定施設証明 >

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

< 都内施設証明 >

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法
- 15 12から14まで以外の関係法令( )  
に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、 年 月 日現在(注)、上記施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名



(注) 証明する日は、申請者が入職した日(復職の場合は、復職した日)としてください。

返 還 届  
年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
ふりがな							
氏 名							
郵便番号							
住 所							
電 話	( )						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。  
なお、返還金については、下記返還方法のとおり返還します。

記

1 返還理由

- (1) 受けていた修学資金の貸与が廃止された。  
(該当事由： 退学・都外転出・その他 ( ) )
- (2) 受けていた修学資金を辞退した。
- (3) 受けていた修学資金の貸与期間が終了した。  
(該当事由： 都外施設従事・看護業務外従事・その他 ( ) )
- (4) (1)から(3)に該当した後、下記\_\_\_\_の理由がなくなった。  
(理由がなくなった年月日： 年 月 日)

【返還債務の履行猶予を受けていた理由】

- ア 養成施設等に在学
  - イ 試験不合格により次年度の試験を再受験
  - ウ 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
  - エ 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
  - オ 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
  - カ 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ( )
- (5) 受けていた修学資金の一部について、返還債務の履行猶予に該当しない。
- (6) その他 ( )

2 返還方法

借受期間及び金額	借受期間	年 月から 年 月まで	
	貸与月額	円	借受総額 円
現在までに返還した額		円	
今回返還する額		円	
返還方法	返還期間		年 月から 年 月まで
	月 賦	1回の金額	百 十 万 千 百 十 円 回終了
	半年賦	1回の金額	回終了
	一 括	1回の金額	

現況届

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
ふりがな							
氏名							
郵便番号							
住所							
電話	( )						

私の現況は、下記のとおりです。

1 申請事由

- (1) 引き続き指定施設又は都内施設において看護業務に従事している。
- (2) 進学先の養成施設等に引き続き在籍している。

2 従事先又は在学先の証明

- (1) 上記の者は、以下のとおり従事中である。

ア 勤務形態 常勤 ・ 非常勤( 毎月128時間以上 ・ 毎月128時間未満 )  
イ 在職期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
上記在職期間のうち、  
【休職期間】 年 月 日～ 年 月 日  
【休職理由】 産休 ・ 育休 ・ 傷病 ・ その他( )  
ウ 職種 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

- (2) 上記の者は、在学中( 課程)である。

ア 在籍期間 年 月 日 ～ 年 月 日

上記のとおり従事(在籍)していることを証明する。

年 月 日

施設又は  
養成施設等の名称  
所在地 〒

電話番号 ( )

施設長名



第17号様式(第7条関係)

死 亡 届

年 月 日

東京都知事 殿

連帯保証人

ふりがな  
氏 名

郵便番号

住 所

下記のとおり本人が死亡したので、届け出ます。

記

1 本人氏名  
ふりがな

養成施設等の名称

貸与番号

2 死亡年月日 年 月 日

3 死亡原因(死亡の事実を証する書類を添付)

(日本産業規格A列4番)

第18号様式(第8条関係)

修学資金貸与廃止通知書

年 月 日

貸与番号

氏 名 宛

東京都知事

あなたに対する修学資金の貸与を下記のとおり廃止することとしたので、通知します。

記

1 廃止年月 年 月

2 理 由

3 貸与期間及び貸与金額

年 月分から 年 月分まで

総額 円

(日本産業規格A列4番)

第19号様式(第8条関係)

修学資金貸与休止通知書

年 月 日

貸与番号  
氏 名 宛

東京都知事

あなたに対する修学資金の貸与を下記のとおり休止することとしたので、通知します。

記

- 1 休止期間 年 月分から 年 月分まで  
2 理 由

- 3 貸与期間及び貸与金額  
年 月分から 年 月分まで  
総額 円

(日本産業規格A列4番)

第20号様式(第8条関係)

修学資金貸与再開通知書

年 月 日

貸与番号  
氏 名 宛

東京都知事

あなたに対する修学資金の貸与を下記のとおり再開することとしたので、通知します。

記

- 再開年月 年 月分から
- 理 由

- 再開後の貸与期間 年 月分から 年 月分まで

(日本産業規格A列4番)



修学資金借用証書							
金額	百	十	万	千	百	十	円
							租税特別措置法 第91条の3第2項 により印紙は必 要ありません。
<p>東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき東京都から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。                  なお、この修学資金の返還については、同条例の規定を守り、私たちは連帯して返還することを誓約します。</p>							
年 月 日							
東京都知事 殿							
本人	貸与番号 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/>						
(自署)	ふりがな _____ 氏 名 _____ 郵便番号 _____ 住 所 _____ 電 話(自宅) _____ / (携帯) _____						
(親権者又は後見人自署)	ふりがな _____ 氏 名 _____ 郵便番号 _____ 住 所 _____ 電 話(自宅) _____ / (携帯) _____						
連帯保証人(自署)	ふりがな _____ 印 氏 名 _____ 郵便番号 _____ 住 所 _____ 電 話(自宅) _____ / (携帯) _____ 勤務先名称 _____ 勤務先住所 _____ 勤務先電話 _____						
<p>注 1 本様式は、学校教育法に規定する、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校又は専修学校（高等課程、専門課程）に在籍している場合に使用してください。                  注 2 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。                  注 3 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第5号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。                  注 4 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第7号様式)を提出してください。</p>							

(裏)

貸与番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(氏名 )

**借入金額の内訳**

養成施設等の名称	貸与終了理由
	1 卒業            2 期間満了 3 辞退            4 退学 5 その他 (            )
借受期間	
年 月 から 年 月 まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)	
借受月額	借受回数
円	回

**修学資金返還予定明細書**

返還の方法	1回の金額						返還回数
	百	十	万	千	百	十	
月賦 半年賦 一括							回

(注) 上記返還方法により、端数が生じた場合は、初回返還額に合算します。

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合で計算した延滞利息を請求します。

なお、延滞利息の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第 21 号様式その 2 (第 9 条関係) (表)

修学資金借用証書							収入印紙
金額	百	十	万	千	百	十	
<p>東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき東京都から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。</p> <p>なお、この修学資金の返還については、同条例の規定を守り、私たちは連帯して返還することを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p>本人 貸与番号 <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/> <input style="width: 20px;" type="text"/></p> <p>(自署)  ふりがな _____</p> <p>          氏 名 _____</p> <p>          郵便番号 _____</p> <p>          住 所 _____</p> <p>          電 話(自宅) _____ / (携帯) _____</p> <p>(      親権者又       ふりがな _____</p> <p>          は後見人      氏 名 _____</p> <p>          (自署)      郵便番号 _____</p> <p>                    住 所 _____</p> <p>                    電 話(自宅) _____ / (携帯) _____</p> <p>                    )</p> <p>連帯保証人       ふりがな _____</p> <p>(自署)      氏 名 _____ 印</p> <p>                    郵便番号 _____</p> <p>                    住 所 _____</p> <p>                    電 話(自宅) _____ / (携帯) _____</p> <p>                    勤務先名称 _____</p> <p>                    勤務先住所 _____</p> <p>                    勤務先電話 _____</p> <p>注 1 本様式は、専修学校一般課程、各種学校又は学校教育法に規定する学校以外の学校に在籍している場合に、使用してください。</p> <p>注 2 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。</p> <p>注 3 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第 5 号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。</p> <p>注 4 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第 7 号様式)を提出してください。</p>							

(日本産業規格A列4番)

(裏)

貸与番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(氏名 )

**借入金の内訳**

養成施設等の名称	貸与終了理由
	1 卒業            2 期間満了 3 辞退            4 退学 5 その他 (            )
借受期間	
年    月    日から    年    月    日まで (うち休止期間    年    月    日から    年    月    日まで)	
借受月額	借受回数
円	回

**修学資金返還予定明細書**

返還の方法	1回の金額						返還回数
	百	十	万	千	百	十	
月賦   半年賦   一括							回

(注) 上記返還方法により、端数が生じた場合は、初回返還額に合算します。

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合で計算した延滞利子を請求します。

なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

修学資金返還猶予申請書									
東京都知事 殿				年 月 日					
		貸与番号	□	□					
		ふりがな	_____						
		氏 名	_____						
		郵便番号	_____						
		住 所	_____						
		電 話	( _____ ) _____						
下記により、修学資金の返還猶予を申請します。									
記									
1 猶予申請の理由									
(1) 引き続き養成施設等に在学 (2) 試験不合格により次年度の試験を再受験 (3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学 (4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事 (5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事 (6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ( _____ ) (注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。									
2 修学資金貸与終了後の予定									
本人記入欄	猶予申請期間	年 月から 年 月まで	従事先・ 在学先名称						
施設記入欄	上記の者の在籍について、下記のとおり証明します。 在籍開始日 年 月 日 ( 復職日 年 月 日 ) 従事中 ( 入職・復職 ) 常勤 非常勤 ( 毎月128時間以上 ・ 毎月128時間未満 ) ( 職種 : 保健師・助産師・看護師・准看護師 ) 在学中 ( _____ 課程) _____ 年 月 日 施設名 _____ 郵便番号 _____ 所在地 _____ 施設長名 _____ <span style="float: right;">印</span>								
(注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(5)までに該当する場合、従事先又は 在学先の証明が必要となります。 2 猶予申請の理由が(4)又は(5)に該当する場合、裏面の指定施設証明又は都内 施設証明に記入してください。 3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添 付してください。 4 復職の場合は、復職日も記入してください。									
3 免許取得状況									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">免許取得年月日・免許番号</td> <td style="width: 10%;">年 月 日</td> <td style="width: 10%;">第</td> <td style="width: 10%;">号</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table> (注) 1 猶予申請の理由が(3)から(5)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許 番号を記入してください。 2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください (既に 提出済みの場合は、必要ありません。)。					免許取得年月日・免許番号	年 月 日	第	号	
免許取得年月日・免許番号	年 月 日	第	号						
4 借受金額・返還状況									
借受期間及び金額等	年 月から	年 月まで	か月						
	借受月額	円	借受総額	円					
現在までに返還した額	年 月から	年 月まで	か月	総額 円					

(裏)

※ 1から15までのうち、該当するものに、○を付けてください。

< 指 定 施 設 証 明 >

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

< 都 内 施 設 証 明 >

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法
- 15 12から14まで以外の関係法令( )  
に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、 年 月 日現在(注)、上記施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名

印

(注) 証明する日は、申請者が入職した日(復職の場合は、復職した日)としてください。

第24号様式(第10条関係)

修学資金返還猶予承認・不承認通知書

年 月 日

貸与番号  
氏 名 宛

東京都知事

先に申請のあつた修学資金の返還猶予について、下記のとおり猶予の承認・不承認を決定したので、通知します。

記

1 猶予金額

2 猶予期間 年 月から 年 月まで

3 理 由

(日本産業規格A列4番)

修学資金返還免除申請書

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号						
ふりがな						
申請者の氏名						
郵便番号						
住所						
電話番号	( )					
ふりがな						
※借受人の氏名						

※申請者が借受人本人である場合は、記入の必要はありません。

下記により、修学資金の返還免除を申請します。

記

1 免除要件及び免除申請額

(1) 貸与額	貸与月額	貸与月数	総額
	円	か月	円
(2) 返還額	返還期間		総額
	年 月から	年 月まで	円
(3) 免除要件	ア	指定施設従事 ( 5年 ・ 7年 )	
	イ	都内施設従事 ( 5年 )	
	ウ	死亡又は心身の故障	
(4) 免除申請額	免除申請月額	貸与月数	総額
	円	か月	円

(注) (3)は、該当する要件に○を付けてください。指定施設従事の場合は、従事期間にも○を付けてください。  
 (注) (4)の「免除申請月額」は、従事施設・期間に応じた金額を「月額」で記入してください。

2 養成施設等卒業(修了)後の状況

免除申請期間	就業場所名称等	左記期間を証明する書類の有無
年 月から 年 月まで ( か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
年 月から 年 月まで ( か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
年 月から 年 月まで ( か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
年 月から 年 月まで ( か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
年 月から 年 月まで ( か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)

(注) 就業場所の在職証明書を添付し、書類の有無に○を付けてください。



第26号様式(第11条関係)

修学資金返還免除承認・不承認通知書

年 月 日

貸与番号  
氏 名 宛

東京都知事

先に申請のあつた修学資金の返還免除について、下記のとおり免除の承認・不承認を決定したので、通知します。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 貸与総額    | 円 |
| 2 既免除額    | 円 |
| 3 既返還決定額  | 円 |
| (1) 返還済額  | 円 |
| (2) 返還未済額 | 円 |
| 4 今回免除額   | 円 |
| 5 今後の返還額  | 円 |
| 6 理 由     |   |

(日本産業規格A列4番)

第27号様式(第12条関係)

修学資金貸与台帳										
貸与番号										
氏名					生年月日					
本籍										
現住所										
養成施設等の名称・住所					貸与決定年月日					
貸与開始年月日					貸与終了年月日					
免許取得年月日					免許番号					
養成施設等卒業(修了)後の状況	期 間		就業場所・在学学校等				摘 要			
	年	月	日から							
	年	月	日まで							
	年	月	日から							
	年	月	日まで							
	年	月	日から							
	年	月	日まで							
貸与の状況	貸与総額		貸与年月日		貸与金額		取扱者		摘 要	
	区	分								
	1	月分								
	2	月分								
	3	月分								
	4	月分								
	5	月分								
	6	月分								
	7	月分								
	8	月分								
	9	月分								
	10	月分								
	11	月分								
12	月分									
連帯保証人	氏名		生年月日		本人との関係		連絡先		そ の 他	
	現住所									
	職業		年収							

(日本産業規格B列4番)

第28号様式(第12条関係)

修学資金返還明細書										
予定する返還の方法		月賦・半年賦・一括			予定する一回の返還額		円			
予定する返還開始年月日		年 月 日			予定する返還終了年月日		年 月 日			
返 還 内 訳	回数	金額	返還月日	取扱者	摘要	返還猶予・返還免除の状況				
	1					返 還 猶 予	1	決定年月日		
	2							金額		
	3							猶予期間	年 月から 年 月まで	
	4						理由			
	5							2	決定年月日	
	6						金額			
	7					猶予期間	年 月から 年 月まで			
	8						理由			
	9						3	決定年月日		
	10					金額				
	11					猶予期間		年 月から 年 月まで		
	12						理由			
	13					返 還 免 除	1	決定年月日		
	14							金額		
	15						理由			
	16						免除の種類			
	17					2	決定年月日			
	18						金額			
	19						理由			
	20						免除の種類			
	21					摘 要				
	22									
	23									
	24									
	25									
	26									
	27									
	28									
	29									
	30									
	31									
	32									
	33									
	34									
	35									
36										
計										

(日本産業規格B列4番)

別記

第1号様式(第3条関係)

(平20規則10・全改、平29規則65・平30規則117・令元規則30・令2規則47・令3規則46・令3規則275・令5規則72・一部改正)

第2号様式 削除

(平20規則10)

第3号様式(第4条関係)

(平3規則245・平7規則4・平12規則124・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第4号様式(第4条関係)

(平3規則245・平7規則4・平12規則124・令元規則30・令3規則46・一部改正)

第5号様式(第6条関係)

(平10規則1・全改、平16規則22・平29規則65・平30規則117・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第6号様式(第6条関係)

(平3規則245・平7規則4・平10規則1・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第7号様式(第7条関係)

(平10規則1・全改、平11規則91・平29規則65・令元規則30・令3規則46・令5規則72・一部改正)

第8号様式(第7条関係)

(平7規則4・平10規則1・平12規則124・令元規則30・令3規則46・令5規則72・一部改正)

第9号様式(第7条関係)

(平7規則4・全改、平10規則1・平12規則124・令元規則30・令3規則46・令5規則72・一部改正)

第10号様式(第7条関係)

(平10規則1・全改、平12規則124・平14規則11・平30規則117・令元規則30・令3規則46・令3規則275・令5規則72・一部改正)

第11号様式から第13号様式まで 削除

(平10規則1)

第14号様式(第7条関係)

(平3規則14・平4規則200・平5規則57・平6規則45・平7規則4・平9規則46・平10規則1・平10規則175・平11規則91・平12規則124・平12規則321・平13規則106・平14規則54・平14規則253・平16規則207・平18規則209・平24規則83・平27規則11・平29規則65・平30規則117・令元規則30・令3規則46・令3規則275・令5

規則72・一部改正)

第15号様式(第7条関係)

(令3規則275・全改、令5規則72・一部改正)

第16号様式(第7条関係)

(令3規則275・全改)

第17号様式(第7条関係)

(平7規則4・平12規則124・平29規則65・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第18号様式(第8条関係)

(平3規則245・平7規則4・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第19号様式(第8条関係)

(平3規則245・平7規則4・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第20号様式(第8条関係)

(平3規則245・平7規則4・令元規則30・令3規則46・令3規則275・一部改正)

第21号様式その1(第9条関係)

(平30規則117・全改、令元規則30・令2規則47・令2規則90・令3規則46・令3規則275・令5規則72・一部改正)

第21号様式その2(第9条関係)

(令5規則72・全改)

第22号様式 削除

(平10規則1)

第23号様式(第10条関係)

(令3規則275・全改、令5規則72・一部改正)

第24号様式(第10条関係)

(令3規則275・全改)

第25号様式(第11条関係)

(令3規則275・全改、令5規則72・一部改正)

第26号様式(第11条関係)

(令3規則275・全改)

第27号様式(第12条関係)

(平12規則124・令元規則30・令3規則275・一部改正)

第28号様式(第12条関係)

(令元規則30・一部改正)